

令和8年度（第2回）クリーンこおりやま運動実施要項

1 趣旨

美しいまち、美しい自然を保全し快適な生活環境を築くとともに、ごみのポイ捨て防止と資源再利用の意識高揚を図るため、道路、公園、公共施設等に捨ててある空き缶、空きびん、紙くずなどの収集を行う。

2 実施日

令和8年10月4日（日）

3 実施団体

町内会等の実施申請をした団体

4 清掃場所

各町内会等において指定した道路、公園（児童遊園地も含む。）等の公共施設及びその周辺

5 注意事項

- ・感染症等を心配する町内会員の意思に反して実施することがないように注意すること。
- ・作業に当たっては、交通事故等に十分注意すること。
- ・可燃ごみ、不燃ごみを別々に収集するので、分別を徹底し、町内会等が指示した集積場所に集めること。
- ・回収するごみは集積所に出せるものと同じものとする。タイヤ、テレビ等のごみ集積所に出せないものは、回収せずごみ減量推進課もしくは行政センターへ報告すること。
- ・当日、町内会等で資源回収を実施する場合は、資源回収で集められた資源物で資源回収業者が「可燃ごみ・不燃ごみ」とは別に回収する旨を明示するなど、誤って回収されないよう注意すること。
- ・草刈りを実施した場合は、袋に入れるか、束ねること。
（実施日以前に草刈りをした場合は、天日干しをしてごみ減量化にご協力ください。）

6 ごみ袋の配布

1世帯2枚ずつ（燃えるごみ用・燃えないごみ用各1枚）配布する。

7 ごみの回収

当日の午前9時から回収するので、作業は午前8時30分までに終了する。